

返戻金制度について

返戻金制度	
採用決定者が就業開始後（入社日を起算とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下、「退社等」という）、当行は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由起因する場合は、この限りではありません。	
(1) 入社後 1 ヶ月以内の場合	報酬の 80 %
(2) 入社後 1 ヶ月超から 3 ヶ月以内の場合	報酬の 50 %
(3) 入社後 3 ヶ月超から 6 ヶ月以内の場合	報酬の 5 %

許可番号	22-ユ-300702
事業所名	株式会社清水銀行 支店営業部
所在地	静岡県静岡市清水区天神 1 丁目 8 番 25 号